

無期転換問題

「クーリング」についての誤解・曲解

「クーリング」は「6ヶ月間雇ってはいけない」制度ではない

「5年働いたら6ヶ月あいだを空けないと次の契約ができない」と考えている人がいるかもしれません、これは誤解です。 「5年働いたら6年目からは期間の定めのない契約になる」ことはご存知の通りですが、契約終了後に、6ヶ月間の空白があるとそれ以前の契約はリセットされ通算されなくなることを「クーリング」と呼びます。労働契約法改正の際に企業側からの強い要望によって盛り込まれた規定です。昨年、大手自動車・電気メーカーがこれを制度化していたことが報道され、国会で取り上げられ、「無期転換ルールの適用を避ける目的でクーリングを制度的に用いることは法の趣旨に反し好ましくない」との政府の見解が示されました（2017年11月30日参議院予算委員会 小池晃議員の質問に対する加藤厚生労働大臣答弁）。

東北大学でも（他の国立大学法人でも）、初期の人事制度案の中には「6ヶ月間を空ける」との文言がありましたが、その後削除されました。

「無期転換逃れ」が明白になるから！？大学が10月からの再契約を阻止？

しかし、実際には3月で雇い止めになる際に、10月になったら復帰できる、復帰してほしいと言われた方がたくさんいます。仕事は継続してあって働き続けたい人もいるのに、それを頑なに認めない大学本部との間で板挟みになった現場人事担当者の窮余の一手です。「組合がクーリングに文句をつけて働くさせないようにしている」と誤解している方もいるようですが、組合が文句を言っているのは「6ヶ月間を空けること」であって「再契約すること」ではありません。大学本部もクーリング規定がないことは明言しています。ではすぐにでも雇っていいのですね？と問うと「はい」とも「いいえ」とも答えません。「はい」と答えると無期転換が実現し、「いいえ」というための理由は「無期転換させないため」しかなく、それは政府見解に反しているからです。一方、裏では4月からの採用に際して、大学で働いていなかったかどうか確認せよという指示を部局に出し、契約が継続することを阻止してきました。

さらに、6月頃から「10月からの復帰を考え直してくれないか」と言われる事例が発生しています。その理由は「復帰させると無期転換逃れであることが明らかになって裁判などで不利になるから（！）」だそうです。職場の円滑な運営よりも制度の外縁を取り繕うこと優先する、どう考へても大学の人間の発想ではなく大学側弁護士の意向でしょう。もちろん大学本部はそんな指導をしているとは決して認めません。認めた瞬間、無期転換逃れをしていることを公言したことになるのですから。もっともいかに取り繕おうと、客観的には東北大学の人事制度は無期転換をさせないためのものであることは明白ですが。

約束通り10月から雇ってください！もちろん今すぐでも構いません

雇い止め職員に6ヶ月後の復帰を約束した皆さん、人事担当者の皆さん、本人の希望が変わらない限り、ぜひ、約束通り雇ってください。約束は守らなくてはいけません。みなさんの職場に必要な方ですし、教育・研究の現場を円滑に運営することは大学のもっとも基本的な使命でしょう。

もちろん10月を待たずに今すぐ復帰してもらってもいいです。それを止める法律も、学内の規定も存在しません。6ヶ月を空けずに復帰すれば当人には無期転換を申し込む権利が生じます。大学は、財政的困難があるから無期転換はできないと繰り返していますが、名古屋大学、東京工業大学、金沢大学などでは希望者ほぼ全員の無期転換が実現していますし、東京大学、信州大学、東京農工大学などではそもそも雇用の上限を設定することをやめました。どこの大学にも財政的困難はあるでしょうが、希望する非常勤職員を安定的に雇用することは不可能ではないのです。

安心して働き続けたい